

令和元年 6 月 議 会

議 案 説 明 資 料

○ 条例議案

1 議案第 9 号

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に
関する条例の一部を改正する条例案 1 頁

○ 一般議案

2 議案第 1 8 号

鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事請負契約の一部変更について . . . 2 頁

○条例議案

1 議案第9号

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第8条に規定された「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）以下」という基準に従い、福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成17年福岡市条例第85号）において定めているが、現在の農地利用最適化推進委員の任期が満了する令和2年6月22日後の定数については、市域内の農地面積の減少に応じ、見直しを行う必要があるため、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

（第2条第2項関係）

農地利用最適化推進委員の定数を「27人」から「25人」へ改正する。

3 施行期日

令和2年6月23日

4 新旧対照表

現 行	改正案
第1条（略） （農業委員及び推進委員の定数） 第2条（略） 2 推進委員の定数は、 <u>27人</u> とする。	第1条（略） （農業委員及び推進委員の定数） 第2条（略） 2 推進委員の定数は、 <u>25人</u> とする。

参考 農地利用最適化推進委員の定数の算定について

【現 在】平成27年度末農地面積 2,622ha ÷ 100 = 26.22 → 27人

【改正後】平成30年度末農地面積 2,460ha ÷ 100 = 24.6 → 25人 ※小数点以下切り上げ

○一般議案

2 議案第18号

鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事請負契約の一部変更について

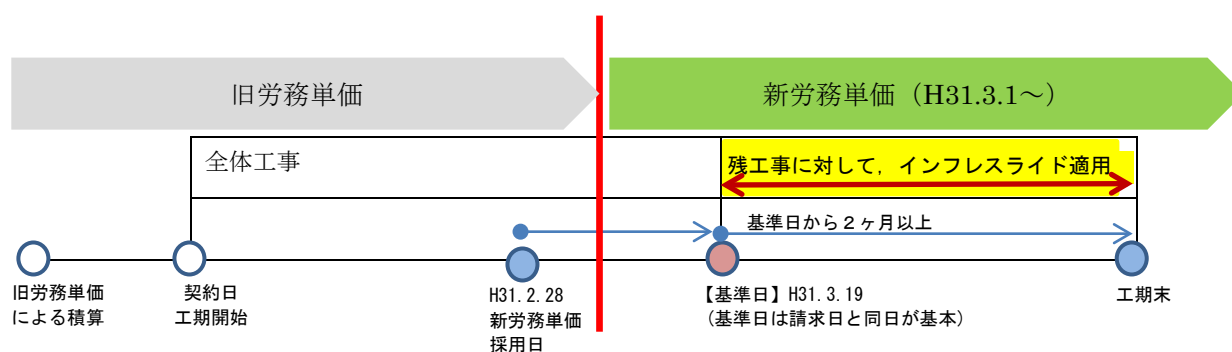
契約件名	鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事
理 由	本件は、博多漁港高度衛生管理整備事業の一環である鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事請負契約について、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、請負契約書第25条6項の規定により、契約価額を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
原契約日	平成29年9月22日
契約の相手方	中村・黒木建設工事共同企業体 代表者 ○福岡市中央区笹丘一丁目32番9号 中村建設株式会社 ○福岡市中央区大手門一丁目5番1号 株式会社 黒木工務店
工事概要	卸売場棟 1棟 ・改築 長浜卸売場棟 鉄骨造平家建（一部2階建） ・改修及び増築 東卸売場棟 鉄骨造平家建 ・延面積 8,683.63㎡
契約変更価額	○原契約 1,105,046,280円（81,855,280円） ○変更後 <u>1,128,040,680円（83,945,680円）</u> 増額 22,994,400円（2,090,400円） ※（ ）内は、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額
工 事 地	福岡市中央区長浜三丁目
工 期	議決の翌日から令和元年11月15日まで（変更なし）
保証期間	受渡完了の日から2年間

賃金水準及び物価水準の上昇について

■インフレスライド（請負契約書第25条第6項）とは、

予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションを生じ、請負代金が著しく不相当となった時に請負代金額を変更できる規定。

条項の適用は、平成31年2月28日時点で工事中の契約のうち、発注者又は受注者より請負金額の変更協議の請求があり、その日以降の残工事が2ヶ月以上ある工事を対象とする。



□対応方法

残工事に対して、平成31年3月1日から適用する新労務単価等により算出されたスライド額を含めた請負代金額に契約変更を行う。

■スライド条項制定の経緯

物価変動等による請負代金額の変更の規定（スライド条項）は、昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年に標準請負約款を策定した当初から、第25条に規定されている。その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和47年にいわゆる「インフレスライド条項」が規定されたもの。

